

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

町では、町内在住の方々に新型コロナウイルスワクチンの接種券（クーポン券）を送付し、段階的に集団接種及び個別接種の予約受付を実施しています。予約は、電話またはインターネットから申し込むことができます。

電話で予約をする

**茨城県新型コロナウイルスワクチン
接種予約相談センター**
☎ 0570-053-567
受付時間 午前9時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)

インターネットで予約をする

「**茨城県 ログイン**」で検索するか、
右の二次元コードからアクセスできます。
専用サイト
[https://area34.smp.ne.jp/area/switch/
00002G0001fE10bL0i/resLoginSwitching](https://area34.smp.ne.jp/area/switch/00002G0001fE10bL0i/resLoginSwitching)



海外渡航を予定している方へ

新型コロナウイルスワクチンを接種した方で、海外渡航を予定している方を対象に、接種証明書の交付を実施しています。接種証明を行うことで、入国時の防疫措置（隔離措置・PCR検査等）が免除される国があります。

対象者	海外渡航の予定のある方
必要書類	交付申請書、旅券（パスポート）の写し、接種券（接種済証）または接種記録書の写し 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証等）、返信用封筒（郵送の場合）
受付方法	窓口または郵送にて受け付けています。
申込・問合せ先	健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室（ゆうゆう館1階） ☎ 029-297-8110（直通）

※海外渡航予定がない方の予防接種証明書の発行は行っておりません。
証明は接種券に添付されている予防接種済証（接種会場で接種時にシール貼付）により行いますので、接種後は大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチンの接種による副反応について

新型コロナウイルスワクチンは、接種後に副反応として、以下の症状が出る場合があります。副反応はワクチンを接種したことによる免疫反応のことで、1回目の接種より2回目の接種後の方が強く出ることがあります。しかし、症状の大部分は数日以内に回復しています。

発現割合	症 状	
	ファイザー	武田/モデルナ
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛	接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛
10～50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、 発熱、接種部位の腫れ	関節痛、悪寒、吐き気、嘔吐、リンパ節症、 発熱、接種部位の腫れ、発赤・紅斑
1～10%	吐き気、嘔吐	接種後7日後以降の接種部位の腫れ等

茨城県新型コロナウイルスコールセンターの受付時間に変更になります。

茨城県新型コロナウイルスコールセンター

☎ 029-301-5394
▶受付時間：全日 24時間対応
▶相談内容：ワクチンに関する医学的な知見が必要となる
専門的な相談を受け付けています。

【問合せ先】健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室
☎ 029-297-8110（直通）



投票できる方について

- ・平成15年9月6日以前に生まれた方
- ・令和3年6月1日までに茨城町の住民基本台帳に記載され、引き続き3か月以上町内に住んでいる方

【最近、茨城町に転入された方へ】

令和3年6月2日以降に、茨城県内の他の市町村から茨城町に転入した方は、旧住所地の選挙人名簿に登録されていれば、旧住所地で投票できます。また、「引き続き県内の区域に住所を有する旨の証明書」が必要な方は、町民課に申請してください。

茨城町以外の市区町村に滞在している方について

茨城町以外の市区町村に滞在している場合は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票できます。お早めに町選挙管理委員会（茨城町総務課内）に投票用紙を請求してください。

特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で、法による外出自粛要請を受けて宿泊・自宅療養などを行っている方は、「特例郵便等投票」ができます。お早めに、町選挙管理委員会（茨城町総務課内）までお問い合わせください。

開票について

日 時 9月5日(日) 午後8時から
場 所 茨城町立中央公民館大ホール（茨城町大字小堤1070番地）
備 考 混雑防止のため、参観人の人数制限を行います。

投票・開票の速報について

町ホームページ（<http://town.ibaraki.lg.jp>）にて、投票状況・開票状況の速報をお知らせします。

【問合せ先】茨城町選挙管理委員会事務局（茨城町総務課内） ☎ 029-240-7125（直通）

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を見舞う観点から、給付金が支給されます。

- ▶支給対象者 ①と②の両方にあてはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）
①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児は20歳未満）を養育する父母等（令和4年2月末までに生まれた新生児も含む）
②令和3年度の住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

▶支給額 児童一人当たり一律5万円

▶申請について

- ・令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で住民税非課税の方
→ 申請不要・支給済です。
- ・上記以外の方（収入が急変した方、高校生のみ養育している方等）
→ 申請が必要です。こども課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

▶申請期限 令和4年2月28日(月)

【問合せ先】こども課 ☎ 029-240-7144（直通）